

グループホームふじしま運営規定

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

第1条(事業の目的)

社会福祉法人藤島会が開設するグループホームふじしま(以下、「事業者」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、要介護者・要支援2の者であって認知症の状態にある利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第2条(運営の方針)

事業所の従業者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助等を行います。

- 2 事業の実態に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条(事業所の名称等)

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホームふじしま
- 二 所在地 福井市高木中央3丁目1701番地

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名(常勤兼務1名)
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成し、継続的な管理評価と、各関係機関を含めたサービス担当者会議の実施。
- 三 介護従業者 5名以上(常勤5名以上 非常勤1名以上 兼務1名)
従業者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

第5条(事業所の利用定員)

事業所の定員は、9名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、利用定員を超えて利用することはできない。

第 6 条(居室)

事業所は、利用者の居室を原則個室(定員 1 名)とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員 2 名とすることができます。

第 7 条(食堂)

事業所は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えます。

第 8 条(その他の設備)

事業所は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他の利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第 9 条(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 10 条(受給資格等の確認)

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。また、事業者はサービス提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行います。

第 11 条(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 一 生活相談
- 二 健康チェック
- 三 入浴
- 四 食事
- 五 その他日常生活に必要な介護

第 12 条(サービスの取り扱い方針)

事業者は、可能なかぎり、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 13 条(相談及び援助)

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 14 条(社会生活上の便宜の供与等)

事業者には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第 15 条(利用料及びその他の費用)

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食費 朝食 400 円・ 昼食 700 円(おやつ含む)・ 夕食 700 円
 - 二 理美容代
 - 三 おむつ代
 - 四 居住に関する費用
居住費 2,000 円(入院・外泊時も 2,000 円/日)
 - 五 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 六 その他、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

- ・嗜好品
- ・健康管理費(健康診断費、インフルエンザ予防接種等)
- ・行事、趣味活動費
- ・寝具類(敷布団・掛布団など)洗濯代 実費

七 現金取扱手数料(ご請求代金が現金取扱いとなった場合に係る事務費)

200 円及び消費税 / 1 請求あたり

八 立替金手数料(薬代、医療費、消耗品等の買い物代行等による各種立替に係る事務費)

1,000 円及び消費税 / 月

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

新たな変更が発生した場合などは、その額を基礎として費用の内容および金額を変更することがあります。変更を行う場合は、変更前に利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとします。

なお、利用者への説明・同意が必要な文書等については、電子機器による送付および同意についても認めるものとします。

第 16 条(利用料の変更等)

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

3 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の食事の提供に要する費用

五 理美容代

六 その他、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

第 17 条(喫煙)

事業所内は禁煙とします。

第 18 条(飲酒)

飲酒は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協

力頂きます。

第 19 条(衛生保持)

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第 20 条(禁止行為)

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 21 条(利用者に関する市町村への通知)

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 22 条(従業者の服務規程)

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第 23 条(利用者の権利)

事業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- 一 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- 二 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定が尊重します。
- 三 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- 四 自らの能力を最大限に発揮できるように支援し、必要に応じて適切な介護を継続的行います。
- 五 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- 六 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- 七 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- 八 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。

九 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

第 24 条(衛生管理)

事業者は、感染症または食中毒の発生防止及びまん延防止のための指針を整備します。また感染症予防委員会を 3 ヶ月に 1 回程度、従業員に対し定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底します。また、感染症または食中毒防止及びまん延の防止のための研修を年 2 回以上実施し、研修の実施内容について記録します。また、感染症発生を想定し、年 2 回以上訓練を実施します。

2 従業員は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

3 事業者は、感染症に関わる BCP を策定し、感染症発生を想定した訓練を年 2 回以上実施します。

第 25 条(従業員の質の確保)

事業者は、従業員の資質の向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア
- 九 利用者の金銭管理

第 26 条(個人情報の保護)

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 27 条(緊急時の対応)

従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 28 条(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故が発生した場合またはそれに至る危険がある事態が生じた場合に、当該事実を報告しその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備します。
- 4 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。
- 5 上記の措置を適切に実施する為、担当者を配置します。

第 29 条(身体拘束の適正化)

事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者は、理事長や医師等で構成する「身体拘束適正化検討委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか充分検討します。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- 4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族にできる限り詳細に説明します。
- 5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- 6 事業者は、介護職員その他の従業員に対し、身体拘束などの適正化のための研修を年 2 回以上開催し、実施内容については記録します。

第 30 条(高齢者虐待防止の推進)

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行います。

- 2 事業者は、法人理事長を虐待の防止に関する責任者に選定し、虐待防止の指針を整備します。
- 3 事業者は、成年後見制度の利用支援(本人・家族などへ制度や相談窓口の紹介、制度が必要な利用者の把握及び相談窓口等の紹介)を行います。
- 4 事業者は、利用者・家族からの苦情解決体制整備を行います。
- 5 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待発生の防止に向けた研修を年 2 回以上実施し、研修内容を記録します。
- 6 事業者は、上記措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

第 31 条(非常災害対策)

事業者は、非常災害時に備え、事業所の点検整備、避難、救出訓練等を実施します。また、災害に対する対処方法について具体的計画を定めるとともに、避難経路及び地域住民や協力機関との連携を確認し、年 2 回以上、避難訓練その他必要な訓練を行います。事業所は BCP を策定し、平常時における研修及び訓練を実施します。

第 32 条(地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 33 条(運営推進会議)

事業所の行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員および(介護予防)認知症対応型共同生活介護の知見を有するもので構成します。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね 2 か月に 1 回以上とします。
- 4 運営推進会議は(介護予防)認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、報告を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とします。

第 34 条(勤務体制等)

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような勤務体制を定めます。

夜間及び深夜の時間帯は 22:00～6:00 を設定しています。

<主な職員の配置状況>

- 2 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。

- | | |
|---------|------------|
| 一 採用時研修 | 採用後 3 か月以内 |
| 二 職種別研修 | 随時 |

第 35 条(苦情の処理)

事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福井県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福井県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 36 条(運営規定等の備え置き)

事業所内の見やすい場所に、運営規定等の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を、いつでも閲覧できるようにファイル等で備え置きます。

第 37 条(協力医療機関等)

事業者は、入院治療等を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(施設名) 医療法人 かさまつクリニック

(住 所) 福井市高木中央 3 丁目 801

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第 38 条(入退院に関する取扱いについて)

事業者は、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合で、入院後 3 カ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、利用者・家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制を確保します。

第 39 条(記録の整備)

事業者は、別に定めがあるものを除くほか、次の記録等について整備します。

- 1 本事業を行うため、利用者に必要な記録等(介護記録、介護サービス計画など)を整備し、その完了の日から 5 年間保存します。
- 2 管理に関する記録は、基本財産管理(土地・建物)は永久保存し、その他の資産管理は 10 年間保存します。
- 3 会計管理に関する記録は、決算報告及び決算付属明細表は永久保存し、その他の会計帳簿及び書類は 10 年間保存します。

第 40 条(その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

一部改訂 平成29年4月1日

一部改訂 令和2年4月1日

一部改訂 令和3年4月1日

一部改訂 令和4年4月1日

一部改訂 令和5年4月1日

一部改訂 令和6年4月1日

一部改訂 令和 7 年4月1日